
旅館業営業施設に係る構造設備等の基準（旅館・ホテル営業）

法令等の略号

- 法 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- 政令 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）
- 省令 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）
- 条例 旅館業法施行条例（平成24年墨田区条例第30号）
- 規則 旅館業法施行条例の施行等に関する規則（昭和55年墨田区規則第31号）
- 要領 旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月5日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）

審査に関する用語の定義

■審査基準

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

■指導基準

行政手続法第4章の趣旨に基づき、許認可等にあたり統一的な行政指導を行うための基準

適用年月日

- 令和8年4月1日

担当

- 墨田区保健所 生活衛生課 生活環境係



アクセス

電話番号

メールアドレス



本書ダウンロード

手続き関係様式ダウンロード

第1 設置場所

■法第3条第2項

施設の設置場所が公衆衛生上不適当でないこと。

【審査基準】

- 1 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。
- 2 施設利用者以外の者がみだりに旅館業営業施設内に立ち入らない場所であること。
- 3 施設利用者以外の者が日常的に旅館業営業施設内に立ち入らない場所であること。

【指導基準】

関係法令や賃貸借契約、管理規約に反していないことを確認し、分譲マンション等の場合は事前に管理組合等に相談すること。

■法第3条第3項

学校、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設、社会教育に関する施設等の周囲おおむね100mの区域内にある場合、旅館業施設の設置によってこれら施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。

■政令第1条第1項第7号

（上記区域内にある場合）客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

【審査基準】

おおむね100mの区域内とは、110mの区域内とする。

第2 客室・寝具

■政令第1条第1項第1号

客室の床面積は、7 m²（寝台を置く客室にあっては、9 m²）以上であること。

【審査基準】

客室の床面積は、内法により算定されたものであること。

【指導基準】

客室の幅員は、2 m以上を有すること。

■条例第10条第3号ア

客室の構造部分の床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

【審査基準】

1 客室の構造部分の床面積は、押入れ、床の間等は含まれない。

【指導基準】

宿泊者が履物を脱ぎ履きするのに便利な場所に、履物を保管する棚、箱等の設備を設けること。

■規則第15条

構造部分は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が立ち入る部分を合わせたものとする。

—営業者の遵守事項抜粋—

■条例第7条第6号

客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

1 客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルにつき1人

■規則第9条

1 客室の有効部分の面積の算定は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して行うものとする。

【解説】

1 客室の有効部分の面積の算定は、客室に付随する浴室、便所、押入れ、床の間等は含まれない。

■ 条例第 10 条第 7

客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

- ・専用の元栓を有すること。
- ・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

■ 条例第 10 条第 4 号

宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

【審査基準】

- 1 シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝衣は、宿泊者ごとに交換し、洗濯して提供できる十分な数量を有すること。

【指導基準】

- 1 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね 1 m 以上であること。
- 2 階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。
- 3 階層式寝台を設ける場合、上段を利用する客は 1 名を上限とすること。

■ 条例第 10 条第 5 号

寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

【審査基準】

和室（寝台を設置しない部屋）の場合、押入等の収納設備は原則各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室等を設置すること。

— 営業者の遵守事項抜粋 —

■ 条例第 9 条第 1 号

客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。

■ 条例第 9 条第 2 号

客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

■ 条例第 9 条第 3 号

玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

第3 衛生設備（採光・照明・換気・排水）

■政令第1条第1項第3号

適当な採光、照明の設備を有すること。

■条例第10条第3号イ

睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

【審査基準】

睡眠、休憩等の用に供する部屋に窓を設置すること。

【指導基準】

客室の採光に必要な窓の面積は、睡眠、休憩等の用に供する部屋の床面積のおおむね10分の一以上であること。

■政令第1条第1項第3号

適当な換気の設備を有すること。

【審査基準】

窓その他直接外気に通ずる換気口又は換気設備を設けること。

■政令第1条第1項第3号

適当な防湿及び排水の設備を有すること。

第4 入浴設備

■政令第1条第1項第4号

当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

【審査基準】

- 1 「近接して公衆浴場がある」とは、当該施設のある建物に公衆浴場を併設している場合や、隣接して普通公衆浴場がある場合など、厳寒期や荒天時においても利用者が容易に行き来できる場所に公衆浴場がある場合とする。
- 2 入浴設備はシャワーのみでも可とする。
- 3 設置するシャワー栓は、宿泊定員の合計が10名に1基以上の割合で設置すること。

【指導基準】

- 1 近接して公衆浴場がある等により当該施設に入浴設備を有さない場合においても、当該施設に宿泊者が利用できるシャワー設備等を設けること。
- 2 サウナ室又はサウナ設備（蒸気又は熱気のもの）を設ける場合は次によること。
 - （1）サウナ室の床面は、清掃が容易に行える構造であること。また、室内には、清掃の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。
 - （2）サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者に接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。
 - （3）サウナ室は、換気を適切に行うため、給気は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。
 - （4）営業者又は管理者は、サウナ室内の温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等については、絶えず点検を行うよう指導すること。
なお、温度計は室内の温度が、室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。
 - （5）サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置を作るようにすること。
 - （6）火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第7条の2及び第57条の規定に基づくサウナ設備の技術基準を参考とすること。（要領）

■条例第10条第6号ア

洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

■ 条例第 10 条第 6 号イ

共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

【審査基準】

共同用とは多数人の宿泊者で共用することをいう。

■ 条例第 10 条第 6 号ウ

和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。

【審査基準】

上がり湯栓及び水栓は、宿泊定員の合計が 10 名にそれぞれ 1 基以上の割合で設置すること。

■ 条例第 10 条第 6 号エ

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

- (1) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
- (2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
- (3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
- (4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
- (5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- (6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- (7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

— 営業者の遵守事項抜粋 —

■ 条例第 7 条第 8 号オ

(エ) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。

第5 洗面設備

■政令第1条第1項第5号

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

■条例第10条第9号

共同洗面所を設ける場合は、規則で定めるところにより給水栓を設置すること。

【審査基準】

共同洗面所とは、客室外に設置した洗面所をいう。

【指導基準】

多数人で共用する客室内に付設する洗面所については、規則18条で定めるところにより給水栓を設置することが望ましい。

—営業者の遵守事項抜粋—

■条例第7条第9号

洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。

■規則第18条

共同洗面所の給水栓の数は、次に掲げる洗面設備を付設していない客室の合計定員の区分に応じ、使用に便利な場所に次に定める数以上を設置するものとする。

(1) 30人以下 合計定員が5人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

(2) 31人以上 6に、合計定員が30人を超えて10人又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

注釈) 定員数と給水栓の対応を下に示す。

定員数	5 以下	6 ～ 10	11 ～ 15	16 ～ 20	21 ～ 25	26 ～ 30	
給水栓数	1	2	3	4	5	6	
定員数	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	61 ～ 70	71 ～ 80	81 ～ 90	91 ～ 100
給水栓数	7	8	9	10	11	12	13

【審査基準】

共同洗面所の設置場所が入浴設備、便所と同一区画にあるなど、一宿泊客が入浴設備や便所を使用中に他の宿泊客が実質的に洗面所を利用できない構造の場合、その洗面所の給水栓については、本規定を満たす数には含めないものとする。

第6 便所

■政令第1条第1項第6号

適当な数の便所を有すること。

【審査基準】

適当な数とは、旅館業営業施設全体の定員に対して、旅館業営業施設全体の便器が下表の示す数以上設置されていることをいう。

定員数	5 以下	6 ~ 10	11 ~ 15	16 ~ 20	21 ~ 25	26 ~ 30
便器数	1	2	3	4	5	6
定員	31 ~ 40	41 ~ 50	51 ~ 60	61 ~ 70	71 ~ 290	291 ~ 300
便器数	7	8	9	10	省略	33
定員	301 ~ 320	321 ~ 340	341 ~ 360	361 ~ 380	381 ~ 400	401 ~ 420
便器数	34	35	36	37	38	39

■条例第10条第8号ア

各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

【審査基準】

各階に設置とは、客室のある階のほか、待ち合わせ、食事、休憩など宿泊者が一定時間留まる設備を有する階、全てに設置することをいう。

ただし、1客室が複数階にまたがる場合において、当該客室内に設置する便所については、いずれかの階に設置すれば足りる。

■条例第10条第8号イ

便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定めるところにより、便器を設置すること。

【指導基準】

多数人で共用する客室内に付設する便所については、規則17条で定めるところにより、便器を設置することが望ましい。

■規則第 17 条第 1 項

便所を付設していない客室の各階ごとの合計定員の区分に応じ、次の数以上をそれぞれ使用に適した状態で設置するものとする。

(1) 合計定員 5 人以下 2

(2) 合計定員 6 人以上 30 人以下 2 に、合計定員が 5 人を超えて 5 人又はその端数の人数を増すごとに 1 を加えて得た数

(3) 合計定員 31 人以上 300 人以下 7 に、合計定員が 30 人を超えて 10 人又はその端数の人数を増すごとに 1 を加えて得た数

(4) 合計定員 300 人以上 34 に、合計定員が 300 人を超えて 20 人又はその端数の人数を増すごとに 1 を加えて得た数

注釈) 定員と便器数の対応を下に示す。

定員数	5 以下	6 ~ 10	11 ~ 15	16 ~ 20	21 ~ 25	26 ~ 30
便器数	2	3	4	5	6	7
定員数	31 ~ 40	41 ~ 50	51 ~ 60	61 ~ 70	71 ~ 290	291 ~ 300
便器数	8	9	10	11	省略	34
定員数	301 ~ 320	321 ~ 340	341 ~ 360	361 ~ 380	381 ~ 400	401 ~ 420
便器数	35	36	37	38	39	40

【審査基準】

- 1 便所を付設していない客室の各階の合計定員から算出した数の便器を有する共同便所をそれぞれの階に設置すること。
- 2 共同便所の設置場所が入浴設備、洗面所と同一区画にあるなど、一宿泊客が入浴設備や洗面所を使用中に他の宿泊客が実質的に便所を利用できない構造の場合、その便所の便器については、本規定を満たす数には含めないものとする。

■規則第 17 条第 2 項

設置する(共同便所の)便器の数のうち、男子用及び女子用それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

第7 玄関帳場等

■政令第1条第1項第2号

宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

■省令第4条の3

政令第1条第1項第2号の基準は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認を可能とする設備を備えていること。

【指導基準】

善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の1から4までの要件を満たすこと。

- 1 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易にみることができない構造設備でないこと。
- 2 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- 3 玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客の応対をする構造の部屋を玄関に敷設することができること。
- 4 モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。（要領）

■条例第10条第1号

宿泊者の利用しやすい位置に、規則で定める玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。

■規則第14条

条例第10条第1号の設備は、宿泊しようとする者との面接に適し、次に掲げる要件を全て満たす構造設備のものとする。

- (1) 営業施設入り口から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置していること。
- (2) 宿泊者の出入りを容易に見ることができる構造設備であること。
- (3) 受付等の事務に適した広さを有していること。
- (4) 宿泊者又は周辺住民等の求めに応じて常時対応することができる機能を備えていること。

【審査基準】

次のいずれにも適合し、宿泊者の安全や利便性の確保ができている場合は、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備（以下、玄関帳場等という。）を備えているものとする。

1 営業従事者が旅館業営業施設において宿泊しようとする者の本人確認を対面と同等の手段により行うこと。なお、対面と同等の手段とは営業者が旅館業営業施設に設置した次の機能を有する設備を用いて確認することをいう。

（１）宿泊しようとする者の顔及び旅券が確認できる程度の映像を発信できること。

（２）宿泊しようとする者と営業者が相互に通話可能であること。

2 次の方法により鍵の受け渡しを行うこと。

（１）旅館業営業施設において適切に客室の鍵を交付し、宿泊を終えた者に適切に鍵を返却させること。

（２）宿泊しようとする者の本人確認後に宿泊者に鍵を交付可能な機能を有すること。

（３）宿泊を終えた者が客室を開錠できない措置を講じること。

3 鮮明な映像を常時発信することができる設備を営業者が旅館業営業施設に設置し宿泊者の出入りの状況確認を行うこと。

4 緊急時や宿泊者又は周辺住民等からの求めがあった時に、営業者が常時迅速な対応を実施できる体制を整備すること。

なお、常時迅速な対応を実施できる体制とは次のいずれにも適合することをいう。

（１）旅館業営業施設に駆けつける営業従事者が常時待機する管理事務所等を設置し、緊急時や宿泊者又は周辺住民等からの求めがあった時に、営業従事者が連絡を受けてから旅館業営業施設に駆けつけ、対応にあたるまでを通常１０分程度で行うことができる体制を想定していること。

（２）旅館業営業施設までの徒歩経路が１０００メートル以内の範囲に管理事務所等を設置すること。

（３）旅館業営業施設から管理事務所等に連絡可能な設備を旅館業営業施設に設置すること。なお、連絡可能な設備とは次のいずれにも適合することをいう。

ア 宿泊者と営業者が相互に通話可能であること。

イ 発信者が連絡した旨を受信者が十分に認識できる機能を有すること。

第8 生活環境の悪化等を認識するための設備

■条例第10条第10号

営業時間中に営業従事者が常駐するための次の設備を設けること。ただし、生活環境の悪化等を認識することができるように、規則で定める場所に管理事務所等を設ける場合は、この限りでない。

ア 十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋

イ 客室外に設ける営業従事者が利用することができる便所

■規則第19条

条例第10条第10号ただし書で規定する規則で定める場所は、次のいずれかの建物内に設置される場所をいう。

(1) 営業施設と同一の建物内

(2) 営業施設と同一の敷地内に存する建物内

(3) 営業施設の敷地に隣接している敷地に存する建物内

(4) 営業施設の敷地に接する幅員4メートル以下の道路又は通路を挟んで近接する敷地に存する建物

【審査基準】

- 1 本規定の基準と条例第10条第1号の基準をそれぞれ満たす場合には、当該旅館業営業施設内に設けた玄関帳場等と兼用して差し支えないものとする。
- 2 十分な広さについては、営業従事者が使用する椅子、机等の配置ができる程度の広さを確保すること。
- 3 営業従事者が利用することができる便所については、条例第10条第8号アに準じた防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を設置すること。
- 4 営業従事者が利用することができる便所については、宿泊者が使用しても差し支えないものとする。
- 5 規則で定める場所に設ける管理事務所等については、営業従事者が使用する椅子、机等の配置ができる程度の広さを有し、かつ営業従事者が利用できる便所を設置すること。

【指導基準】

営業従事者の労働環境に配慮した構造設備とすること。

—営業者の遵守事項抜粋—

■ 条例第 9 条第 6 号

条例第 10 条第 10 号ただし書の管理事務所等及び同号アの部屋には、事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺的生活環境の悪化（以下「生活環境の悪化等」という。）を認識することができるようにするため、営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設の周辺の状況を常時確認すること。

【解説】

生活環境の悪化等を認識した場合は、条例第 7 条第 12 号に規定する管理者と連携し、当該事象を改善するよう対応すること。

第 9 客室の区画

■ 条例第 10 条第 3 号ウ

客室と他の客室、廊下等との境界は、規則で定めるものを用いて区画すること。

■ 規則第 16 条

客室内に当該客室の宿泊者以外の者が侵入しないように他の場所と明確に区別することができる間仕切りとし、出入口は引き戸又は開き戸であるものとする。

【審査基準】

明確に区別することができる間仕切りとは完全に固定した壁をいう。

第 10 その他の設備

■ 条例第 10 条第 2 号

調理場を設ける場合は、次の構造設備の基準によること

- ・ 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。
- ・ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。
- ・ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。
- ・ 十分な能力の換気設備を有すること。

【指導基準】

調理場を設ける場合は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に従うこと。